

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、国民健康保険税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

平成27年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税関連事務
②事務の概要	地方税法等の規定及び国民健康保険税条例等に基づく、賦課決定、通知書の出力、滞納整理情報の管理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 (1) 課税対象者情報の準備 (2) 国民健康保険税の賦課決定・更正等 (3) 住民への税額通知の発送 (4) 他自治体等から清水町への調査回答・清水町から他自治体への所得調査実施 (5) 国民健康保険税の収納管理、還付処理 (6) 未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等
③システムの名称	国民健康保険システム、収納・滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル、収納状況ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一項番16、30
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第1項、第7項 別表第二項番27、42、44、45
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 菅野 隆
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課町民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課町民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]